平成３０年（フ）第２０号
長野県上田市国分790番地１　レジデンス常入Ⅱ　202号
債務者　松井　恵子
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第３７８号
岐阜市曙町２丁目４番地４　（第一ビル205号室）
債務者　吉岡　潔子
1　決定年月日時　平成30年３月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第７８号
岐阜県本巣市曽井中島1170番地４（ビレッジハウス本巣１棟　405号）
債務者　吉岡　里帆
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第２４８号
静岡県富士市厚原1335番地の１　シャンド・ベルＢ―103号
債務者　佐々木富士夫
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成３０年（フ）第３２０号
愛知県東海市富木島町東山田７番地31　東海富木島寮（312号室）、従前の住所愛知県知多市日長台393番地の１　黒崎播磨日長寮
債務者　櫻迫　　勲
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１６４号
神戸市長田区大谷町２丁目６番13号レオパレス大谷105号、従前の住所兵庫県伊丹市瑞ケ丘１丁目55番地１瑞ケ丘マンション203号
債務者　石田　尚大
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第９７号
兵庫県尼崎市猪名寺１丁目25番14号　ナガサワハイツ202号
債務者　巌樫　智宏
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４６３号
兵庫県加古川市加古川町西河原76番地の３加古川西鉄筋７―209号
債務者　栗林　惠子
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第９８号
兵庫県加古川市野口町長砂998番地　日光ハイツ加古川壱番館101号、従前の住所兵庫県加古川市別府町新野辺北町６丁目38番地　リディアヤマモト壱番館303号
債務者　篠崎　祐子
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第８５５号
広島市中区舟入川口町17番９―１号
債務者　森　　雅彦
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１１７号
広島市佐伯区五日市中央５丁目11番17―201号　有岡ビル
債務者　野村　明子（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１２８号
広島市西区草津東１丁目11番25―203号
債務者　坂本　恭子
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１４４号
広島市西区打越町16番10―207号
債務者　茅田　栄男
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１５８号
広島市中区光南４丁目２番８―202号　松坂荘
債務者　梅本　　亙
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６号
山口県長門市西深川2213番地１　五嶋貸家１号
債務者　杉山　和美
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
山口地方裁判所萩支部

平成３０年（フ）第４号
福岡県八女市蒲原2053番地７
債務者　眞境名朝彦
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
福岡地方裁判所八女支部破産係